

# 姫路市医師会看護専門学校 学則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 姫路市医師会看護専門学校（以下「本校」という。）は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づき、看護師として必要な基礎的知識・技術・態度を教授するとともに、その応用力と向上心を養い、自主自学の精神をもって、地域の保健医療福祉活動に貢献できる人材を育成することを目的とする。

### (名称)

第2条 本校は、姫路市医師会看護専門学校と称する。

### (位置)

第3条 本校は、兵庫県姫路市御立西五丁目6番22号に置く。

## 第2章 課程、学科、修業年限及び定員

### (課程、学科、修業年限及び定員)

第4条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は、次のとおりとする。

課程	学科名	修業年限	入学定員	学級数	総定員
看護専門課程	看護学科 (看護師3年課程)	3年	80名	2	240名

### (在学期間)

第5条 本校に在学できる期間は、修業年限の2倍を超えることはできない。

## 第3章 年次、学期及び休業日

### (年次)

第6条 本校の年次は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (学期)

第7条 本校の年次を、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

### (休業日)

第8条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 季節（春季、夏季、冬季）休業日は、1年間を通じて10週間以内とし、学校長が定める日とする。

2 前項の規定にかかわらず、学校長が特に必要であると認めた場合は、臨時に休業日を設け

又は休業日に授業を行うことができる。

#### 第4章 教育課程及び単位数

(教育課程)

第9条 教育課程は、看護学科にあつては別表のとおりとする。

(単位の計算方法)

第10条 前条に規定する別表に示す授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、本校の定める授業時間数をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、本校の定める授業時間数をもって1単位とする。
- (3) 臨地実習については、45時間をもって1単位とする。

(授業時間)

第11条 授業時間については、別に定める。

#### 第5章 成績の評価及び単位の認定

(成績の評価及び単位の認定)

第12条 各授業科目の出席時間数が、所定の授業時間数の3分の2以上出席した授業科目に限り、評価を受けることができる。ただし、臨地実習においては、5分の4以上の出席を必要とする。

- 2 前項の所定の時間数を出席し、評価に合格した者に対し、学校長が単位を認定する。
- 3 成績の評価は、筆記、口述、レポート、実技、実習等をもって行う。
- 4 成績の評価は、優(80点以上100点以下)、良(70点以上80点未満)、可(60点以上70点未満)、不可(60点未満)の4段階とし、優、良、可を合格、不可を不合格とする。
- 5 病気その他やむを得ない理由により、評価を受けることのできなかつた者は、追試験を受けることができる。
- 6 成績の評価が不合格の者は、再評価を受けることができる。
- 7 成績の評価及び単位の認定の取扱いについては、別に定める。

(大学や他の学校養成所等で修得した単位の認定)

第13条 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で本校の教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められた場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で本校における履修に替えることができる。

- (1) 歯科衛生士
- (2) 診療放射線技師
- (3) 臨床検査技師

- (4) 理学療法士
  - (5) 作業療法士
  - (6) 視能訓練士
  - (7) 臨床工学技士
  - (8) 義肢装具士
  - (9) 救急救命士
  - (10) 言語聴覚士
- 2 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 39 条第 1 号の規定に該当する者で本校に入学したものの単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成 20 年厚生労働省令第 42 号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号）別表第 4 に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第 4 若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号）別表第 4 に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校の教育内容に相当するものと認められた場合には、保健師助産師看護師養成所指定規則別表 3 に定める基礎分野の履修に替えることができる。
- 3 既修単位の認定の取扱いについては、別に定める。

## 第 6 章 入学、退学、転入学、転学、休学、復学および卒業

### （入学資格）

第 14 条 本校に入学することのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第 90 条第 1 項の規定に該当する者
- (2) 学校教育法施行規則第 150 条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

### （受験の手續）

第 15 条 本校を受験しようとする者は、入学願書及び写真並びに次に掲げる書類に所定の受験料を添えて、指定期日までに学校長に提出しなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
- (2) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者にあつては、それを証明する書類

### （入学試験）

第 16 条 入学を希望する者に対して、次の方法により試験を行う。

- (1) 書類審査
- (2) 学科試験及び面接試験

2 入学試験に関し必要な事項は、別に定める。

### （入学の手續き）

第 17 条 入学試験に合格した者は、学校長が指定した期日までに、別に定める書類を提出するとともに、所定の入学金の納入等入学の手續きをとらなければならない。

### （入学許可）

第 18 条 学校長は、前条に基づく入学手續きを行った者に入学を許可する。

(保証人)

第 19 条 入学を許可された者は、別に定める書類に保証人連署のうえ、学校長に提出しなければならない。

2 保証人を変更するときは、直ちに学校長に提出しなければならない。

(入学許可の取り消し)

第 20 条 学校長は、次の各号の一に該当する者に入学許可を取り消すことができる。

(1) 不正な手段により許可を受けた者

(2) 指定期日までに理由なく入学の手続きを完了しない者

(退学)

第 21 条 退学しようとする者は、学校長の許可を受けなければならない。

2 学校長は、次の各号に該当する者に対し、退学を命じることができる。

(1) 第 5 条に規定する在学期間を超えた者

(2) 休学理由が消滅した後も復学しない者

(3) 別に定める入学金等の金額及び納入規程による授業料等を滞納し、指定期限までに納付しない者

3 その他退学に関し必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第 22 条 看護師 3 年課程の養成所に 1 年以上在籍している学生が、本校に転入学を希望する場合、その者が現に在学する養成所の授業科目及び時間数並びにその者の履修状況が本校と同程度であると認め、欠員がある場合に限り、別に定める転入学願を学校長に提出し、書類審査及び試験の上、学校長がこれを許可することができる。

2 学校長は、前項の規定により、転入学を許可された者の既に修得した授業科目及び時間数の取扱い並びに在学すべき期間について決定する。

3 転入学の時期は、4 月 1 日とする。

4 転入学に関し必要な事項は、別に定める。

(転学)

第 23 条 他の看護師養成所に転学を希望する者があるときは、別に定める転学願を学校長に提出し、許可を受けなければならない。

(休学及び復学)

第 24 条 学生は、病気その他やむを得ない理由により、引き続き 3 か月以上就学することができないときは、医師の診断書等その事由を証する書類を添えて学校長の許可を受けなければならない。

2 休学期間は、1 年以内とし、その期間は、在学期間に算入しないものとする。

3 休学期間は、本人の願い出により 1 年以内に限り、その期間を延長することができる。ただし、通算して 3 年を限度とする。

4 休学期間中に休学の理由が消滅したことにより、復学しようとする者は、学校長の許可を受けなければならない。

5 休学及び復学に関し必要な事項は、別に定める。

(卒業の認定)

第 25 条 卒業の認定は、別表に示す授業科目の単位を修得した者に対し、運営会議において審議され、その結果に基づき学校長が行う。

2 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えている者については、原則として卒業を認めない。

(卒業証書及び称号の授与)

第26条 学校長は、卒業の認定を行った者に対して、卒業証書を授与し、専門士(医療専門課程)の称号を授与する。

## 第7章 教職員及び会議

(教職員)

第27条 本校に次の教職員をおく。

- (1) 学校長 1名
- (2) 副学校長 1名
- (3) 事務部長 1名
- (4) 専任教員等

課程	学科	専任教員	その他の教員
看護専門課程	看護学科 (看護師3年課程)	12名以上 教務主任 1名 実習調整者 1名 専任教員 10名以上	30名以上

- (5) 事務職員 4名以上  
事務長 1名 事務員 2名以上 司書 1名
- (6) 校医 1名以上
- (7) カウンセラー 1名以上

2 組織及び教職員に関し必要な事項は、別に定める。

(会議)

第28条 本校の運営に関する重要な事項を審議するために、次の会議をおく。

- (1) 運営会議
- (2) 教員会議
- (3) 職員会議
- (4) 講師会議
- (5) 実習指導者会議

2 前項各号の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 第8章 健康管理

(健康診断)

第29条 学校長は、在校生に対して、毎年1回以上健康診断を行う。

2 前項に定める健康診断その他学生の健康管理に関し必要な事項は、別に定める。

## 第9章 入学金、授業料等

(入学金等の額)

第30条 本校の入学金、授業料、施設整備費及び実習費(以下「入学金等」という。)の額は、別に定める。

(入学金等の納入方法)

第31条 前条の入学金等の納入方法に関し必要な事項は、別に定める。

2 入学金等の納入については、入学する本人の意志をもって行うものとする。

(入学金等の不還付)

第32条 すでに納めた入学金は返還しない。ただし、その他の費用については、特別な事由があると学校長が認めた場合はこの限りでない。

## 第10章 賞罰

(表彰)

第33条 学校長は、成績優秀にして他の模範となる者を表彰することができる。

(懲戒)

第34条 学校長は、教育上必要があると認める場合は、その者に対して懲戒を加えることができる。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。

- (1) 別に定める履修規程による届出がなく欠席が著しく多い者
- (2) 学校の秩序を乱し、その他学生としても本分に反した者
- (3) この学則及びこれに基づく規程に違反した者

## 第11章 図書室

(図書室)

第35条 図書室を設置し、学生が利用することができる。

2 図書室の管理、運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 第12章 雑則

(補則)

第36条 この学則に規定するもののほか、必要な事項は、学校長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年4月1日に2年次に転入する学生(以下「2年転入生」という。)及び平成17年4月1日に3年次に転入する学生(以下「3年転入生」という。)の転入学に関する必要な

事項は、別に定める。

- 3 この経過措置は、2年転入生については、平成17年度及び平成18年度の2年間とし、3年転入生については、平成17年度のみ1年間とする。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成22年3月31日以前の入学生及び転入生については当該入学年度の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。